

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第43号）

- 件 名 林地開発途上での許可に係る部分開示決定等処分に対する異議申立て（第三者からの異議申立て※）の件

※本件開示予定公文書中に異議申立人等に関する情報が記録されていることから、実施機関が異議申立人等に対して条例に基づく意見照会を行った上で部分開示決定し、開示請求者及び異議申立人に通知したところ、異議申立人から一部の公文書を非開示とすることを求めた異議申立てが提起されたもの。

なお、開示請求者及び異議申立人には、平成24年12月14日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで開示を停止する旨の通知がなされている。

- 開 示 請 求 年 月 日 平成24年10月15日
- 実施機関の決定日 平成24年11月27日
- 実施機関（担当課） 森林政策課
- 決 定 内 容 部分開示決定
- 異議申立て年月日 平成24年12月11日
- 異議申立ての内容 本件処分のうち権利侵害公文書目録に記載の公文書に係る開示決定及び部分開示決定の取消しを求める。
- 諮 問 年 月 日 平成24年12月14日
- 答 申 年 月 日 平成26年7月25日
- 争 点 本件処分に係る実施機関の決定の妥当性

### ○ 審査会の判断

#### <結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### <理由>

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件処分により部分開示されることが決定した公文書（知事が平成20年度から平成24年度の間、林地開発許可をした地区に関して、当該開発行為の許可申請者が知事に提出した林地開発許可申請書や林地開発行為着手届等の書類並びにこれらの書類に添付された地図や図面、写真帳等）のうち、異議申立書別紙の「権利侵害公文書目録」に記載された56文書である。

##### 2 非開示情報該当性について

###### （1）富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号アの該当性について

###### ①異議申立人の事業における事業秘密に関する情報

異議申立人は、自社の事業所敷地内外の状況や事業内容、顧客に関わる守秘すべき情報、事業上のノウハウである製品情報が公になることで、自社の安全性や法令遵守体制につき顧

客等から疑いをもたれるような風評が生じるおそれがあることや、異議申立人の業界においては些細な噂により信用を失墜させられるおそれがあることを主張する。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、まず、本件対象公文書のうち土地利用計画平面図（以下「申請図」という。）は、林地開発許可申請書に添付を要するもので、異議申立人が摘示する「事業所敷地内外の状況が記載ないし窺い知ることのできる内容」に該当する。富山県森林法施行規則（以下「県規則」という。）等において、事業者が林地開発行為の許可を受けた日から事業完了の日までの期間中事業区域に通じる主要な道路からの入り口付近の見やすい場所に林地開発行為許可標（以下「許可標」という。）を掲示し、許可標には平面図の概要も記載するよう規定しているところ、本件開発行為に係る許可標に記載されている平面図は申請図とおおむね同じであるから、申請図の内容は公にすることが予定されている情報であると解すべきであり、よって、異議申立人の事業活動等に明らかに不利益を生じさせるようなおそれがあるとは認められない。

また、その余の本件対象公文書についても見分したが、公にすると競争上不利益となる生産技術上の情報等は確認できず、また、異議申立人の安全性や法令遵守態勢に関する評価や信用が損なわれて風評被害等を生ずるおそれがあるとも認められないことから、客観的に見て、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」第7条第3号ア）とは認められない。

## ②災害に関する情報

本件では、異議申立人に係る開発行為の許可期間中に事業区域内で災害が発生したことから、本件対象公文書には、開発行為の許可に関する文書のほか、県規則等に基づき異議申立人が知事に提出した災害発生届や復旧計画、林地開発行為変更届等の書類並びにこれらの書類に添付された地図や図面、写真帳等も含まれている。

異議申立人は、自社の事業所敷地内等で発生した災害に関して、自社製造の製品が散乱した写真が公になることで、風評被害が発生し、異議申立人の信頼が失墜し営業に重大な悪影響を及ぼすおそれや、反社会的な団体からの不当な恫喝・恐喝等の事件に巻き込まれるおそれがあること、また、災害の原因を特定するような資料が公になることで、事情を知らない第三者に誤解を与え、同様の悪影響を及ぼす可能性があることを主張する。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、災害に起因する風評被害等を招来するような情報を確認できず、よって、上記おそれがあるとは認められないことから、客観的に見て、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは認められない。

なお、開発行為区域内における土砂崩れ災害に関する情報は、その規模によっては、下流域住民等の生命、健康、生活又は財産に影響を及ぼす可能性が高いことから、本件災害に関する公文書は、条例第7条第3号ただし書の趣旨に鑑みても、公開すべきものと認められる。

## ③事業所の配置状況及び将来の事業計画に関する情報

異議申立人は、事業所内の建物やその配置が写った写真が公になることで、同業他社に将来の事業計画が具体的に推察される可能性があり、また、当該計画が推察されることで、今後の売主からの買収に悪影響を与えたり、同業他社等による計画妨害で当該事業所における事業継続が困難となる可能性がある、と主張する。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、事業所の配置状況については、上記①のとおり、異議申立人が事業地の入り口付近に許可標を設置し明らかにしていること、また、将来の事業計画については、本件対象公文書にその存在を確認できず同業他社等に推察されるおそれがあるとは認められないことから、客観的に見て、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは認められない。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、条例第7条第3号アに該当しないと認められる。

## (2) 条例第7条第3号イの該当性について

異議申立人は、県職員による事業所敷地内等の写真撮影に法令上の根拠はなく任意のものであると主張するが、開発行為区域内で災害が発生した場合に、都道府県知事が、当該災害によって森林の有する公益的機能が阻害されるおそれの有無や、当該開発行為における許可条件違反の有無を調査することは、森林法第10条の3の規定の施行のために必要であり、それらの調査は同法第188条第2項に基づく実地調査であると解すべきである。

しかるに、本件において、知事は、異議申立人に対する林地開発行為の許可に当たり「県の職員が開発行為の施行状況等に関する県の調査を行う場合には、これを拒否しないこと」を条件として附していること、また、県の事務取扱要領において、開発事業者に対し、災害発生時におけるセンター所長への災害発生届の提出やセンター所長の指導の下での復旧計画書の作成等を課していることから、災害発生時に現場周辺に立ち入って行った写真撮影その他の調査は、森林法が定める知事の監督権限に基づくものであり、仮に当該調査に当たって撮影される写真等を公にしてほしくない旨の意思表示を異議申立人がしていたとしても、本件写真等は、「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」（条例第7条第3号イ）とは認められない。

加えて、前記（1）②に述べたとおり、本件対象公文書中に「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」（条例第7条第3号ア）と認められる情報を確認できなかったことから、開示すべきものと認められる。

なお、県職員が職務上行った調査の復命に係る文書は、そこに掲載される写真を含め、条例第2条第2項に規定する公文書に該当するから、条例第5条第1項の規定により開示請求の対象となるものである。

したがって、本件写真等は、条例に基づく開示請求の対象となる公文書であるとともに、当該写真等に記録された情報は、条例第7条第3号イに該当しないと認められる。

### （3）まとめ

本件対象公文書には条例第7条第3号ア又はイの非開示情報が記録されておらず、よって、本件処分に係る実施機関の決定は妥当と認められる。なお、開示が妥当と認められることから、同号ただし書の公益的理由による開示の要否については判断を要しない。

---

## 《参 考》

### ●富山県情報公開条例（平成13年6月27日富山県条例第38号）（抄）

#### （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1号～2号 略）

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4号～6号 略）